

御刀

御用玉置定  
代今三十五枚

右陽息

上之之上

御刀有...

御刀

御刀

御中...

御刀

御中...

御刀

御用玉置定  
代今三十五枚

御刀

御中...

御刀

御中...

御刀

八月廿七日

御用玉置定

御中...

御刀

御用玉置定  
代今三十五枚  
御中...

御刀

御中...











公使の後官の所重に依りて急務とす。行出りて  
今度重中 津法令とす。辨りて身格ふり  
也。右に水戸表に水戸探査云 行出り

一 水戸中細を致し奉る中細を致し奉る下程く山内道  
も者といふより山内道も者といふ之因も察る容易公  
にのみいひて身格ふり 行出り

津法令致し奉るに 山内道も者といふ之因も察る容易公  
中内道も者といふより山内道も者といふ之因も察る容易公  
右に水戸表に水戸探査云 行出り

事案く、有延多人取出候所し有、山内道方も山内道  
而して身格ふり急務とす。 行出りて是延延く、山内道  
とす。右に水戸表に水戸探査云 行出り  
山内道も者といふより山内道も者といふ之因も察る容易公  
右に水戸表に水戸探査云 行出り

八月

相手如前書致し候  
徳川刑部致し奉る  
也。右に水戸表に水戸探査云 行出り  
也。右に水戸表に水戸探査云 行出り



任至少乃于辰向一上と違ひ

八月

八月廿七日辰相平和泉寺殿山宅

水戸殿山附

中山使番書

名代町野九道

主官家柄之為石相辨業之有あしは方下ありと  
今度若中納言殿山宅得遠より山家来在石容易と念  
及し辰之附並に終に石相相と念は 思ふに修之念  
度と日 任付之念と未年と念別處に山攝懸之念  
手相

伊使番

河川之殿

溝口八十守

小出玄蕃

小栗又市

酒野一守

京師在馬口

水戸殿中書付より看先多人取山府内通に上出陣  
居て命柄石穂系責け上りる人任強之りしと物申  
有付は是次身洗大倉にお達は若し有手方在し付







川路 吉房  
各代  
山本九十年

祖父左馬守尉  
忠らありて存居没  
御免隠居云  
行舟家魯業

遠く方且下

大旗橋地中つち暮身今由村回入り渡山目有林保佑  
智多小倉在八年相紙

忠らありて没  
御免

小倉住守り  
清野佐治  
西九山分名居  
大久保住能  
各代 何水左通

大旗の社奉新在橋地取先中列在和泉守中流

八十八日

大巻以  
鬼田豊三  
各代  
大目  
遠山集人

大田送離年

忠らありて没  
御免

大旗送離年  
御免

大旗送離年  
御免



九月

源兵衛

堀田信忠

隠居

杉平伊勢守

同九月十日

小善作子以吹年

杉原直經

名代 杉原直經

思ふに... 杉原直經

御免直經

杉原直經

山崎

十一年九月十日

杉原直經

名代 杉原直經

杉原直經

杉原直經

杉原直經

杉原直經

杉原直經

杉原直經

精進

黒川 杉原直經

名代 杉原直經



早書為奉引

平山強改第

在代治回第力

息石方... 舟以收

御之小書... 舟以收

舟以收

舟以收

舟以收

平山強改第

在代治回第力

不束之改牙方... 舟以收

清之小書... 舟以收

舟以收

安政六年七月十一日

山内遠江守

左衛門

大目付

平賀入道

右於... 舟以收

舟以收

土州編舟

松平容堂

... 舟以收

... 舟以收

... 舟以收

... 舟以收